

「手持ち工事本数制限」に関する Q&A

問1 現在、平成26年度に、久留米市が発注した土木一式工事を2本施工中です。いずれも総合評価でない一般競争入札（「通常の一般競争入札」という。以下同じ。）で発注されたものです。

平成27年度以降は、手持ち工事のいずれか一方が竣工しなければ、久留米市が発注する土木一式工事の入札に参加できないのでしょうか。

答2

手持ち工事本数制限は平成27年度から導入するため、平成26年度以前に発注した工事は対象外とします。したがって、現在施工中の工事が竣工しなくとも、久留米市が発注する工事の入札に参加できます。

問2 現在、平成27年度に、久留米市が発注した建築一式工事を2本施工中です。いずれも通常の一般競争入札で発注されたものです。

手持ち工事のいずれか一方が竣工しなければ、今後、久留米市が発注する建築一式工事の入札に参加できないのでしょうか。

答2

手持ち工事本数制限を行うのは、通常の一般競争入札のみとなります。したがって、指名競争入札及び総合評価には参加できません。

問3 現在、平成27年度に、久留米市が発注した電気工事を2本施工中です。一方は総合評価で発注された工事、もう一方は通常の一般競争入札で発注された工事です。

手持ち工事のいずれか一方が竣工しなければ、今後、久留米市が通常の一般競争入札で発注する電気工事の入札に参加できないのでしょうか。

答3

手持ち工事本数制限を行うのは、通常の一般競争入札のみとなりますので、総合評価で発注された工事は手持ち工事としてカウントしません。したがって、手持ち工事が竣工しなくても入札参加できます。

問4 現在、平成27年度に、久留米市が発注した管工事を2本施工中です。いずれも通常の一般競争入札で発注されたものです。

そのうち1本は今週末に完成届けを提出する予定ですが、その場合、来週入札締切りの久留米市発注の通常の一般競争入札に参加できますか。

答 4

手持ち工事本数は、入札締切り時点で判断することとしています。また、手持ち工事とみなす期間は、「落札決定」から「完成届出」までとなっていますので、今週末までに完成届けを出されれば、来週入札締切りの工事には参加できます。

なお、完成届は、発注部局の(予備)検査を終えた後、契約課に提出していただくようお願いいたします。

問 5 現在、平成 27 年度に、久留米市が発注した造園工事を 2 本施工中です。いずれも通常の一般競争入札で発注されたものです。

現在久留米市が発注している造園工事の発注表には、「手持ち制限の対象外工事」と記載されていますので、当該入札に参加してもよろしいでしょうか。

答 5

発注表に「手持ち制限の対象外工事」と記載された工事については、入札参加制限の対象外となりますので、制限の対象となっている手持ち工事が 2 本ある場合でも入札参加可能です。

問 6 現在、平成 27 年度に、久留米市が発注した塗装工事を 2 本施工中です。いずれも通常の一般競争入札で発注されたものですが、1 本は、「手持ち制限の対象外工事」として発注されたものです。

現在久留米市が通常の一般競争入札で発注している塗装工事に参加できますか。なお、当該入札の発注表には、「手持ち制限の対象外工事」とは記載されていません。

答 6

「手持ち制限の対象外工事」については、当該入札への参加制限を行わないという意味であり、受注後は手持ち工事としてカウントします。したがって、お問い合わせのようなケースについては入札参加できません。

なお、工事成績条件付き一般競争入札(試行)にて発注した工事は、手持ち工事としては、カウントしません。【平成29年5月1日追加】